

南島原市生殖補助医療費を助成します
～特定不妊治療の名称が生殖補助医療に変更となりました～

圏子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

令和4年4月から不妊治療に公的医療保険が適用されていますが、治療の内容によっては自己負担がこれまでより増加する場合があります。このため不妊に悩むご夫婦が生殖補助医療(特定不妊治療)を受けた費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を行います。

- 助成対象…次のすべてに該当する人
 - ①市内に1年以上住所を有し、現在も住民である夫婦(事実婚関係含む)
 - ②夫婦ともに市税の滞納がないこと
 - ③治療を開始する妻の年齢が満43歳未満であること
 - ④医療保険各法の規定に基づく被保険者もしくは組合員または被扶養者であること
- 助成内容
 - ・体外受精および顕微授精・男性不妊治療
 - ・治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで
 - ※令和4年4月1日以後に開始した生殖補助医療から適用されます。
- 助成額
 - ・治療1回につき治療に要した本人負担額(※)から1万円を差し引いた額(上限:10万円)
 - ※保険適用後高額療養制度に該当する場合は、高額療養費の助成額を控除した額
- 申請期限
 - ・1回の生殖補助医療が終了または中止した日の翌日から1年を経過するまで
 - ※申請に必要な書類は、圏子ども未来課・各支所窓口で配布、または市のホームページからもダウンロードできます。
 - ※一般不妊治療助成は従来どおり継続しています。

令和5年度新型コロナワクチン接種について

圏子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

令和5年度もすべての人が自己負担なし(無料)で新型コロナワクチンを接種できます。

年代	接種対象者など	接種可能時期	
		5月8日～8月末	9月～
12歳以上 <small>初回接種(2回目接種)を終了した人</small>	●高齢の人(65歳以上) ●基礎疾患がある人(12～64歳) ●医療従事者など	1回接種可	1回接種可
	●上記以外の人	×	
5～11歳	●初回接種(2回目接種)および追加接種(3回目)を終了した人	1回接種可	1回接種可
	●上記の人のうち、基礎疾患がある人	さらに1回の追加接種可	
6か月～4歳	●初回接種(3回目接種)が終了していない人	接種可	

初回接種(1・2回目)がまだの人は、まずは1・2回目接種を受けてください。

- ※1 接種対象者には、5月上旬より年齢が高い順に接種券を順次発送します。
- ※2 接種を希望者は、自ら接種会場へ行くことが原則ではありますが、接種会場(医療機関)への移動手段が確保できない場合は、予約の際にコールセンター(☎050-3629-1269)にご相談ください。
- ※3 新型コロナワクチン接種を1回も受けていない人(5歳以上)は、上記に関わらず接種を受けることができます。

5月 母子保健 ※対象年齢などは別途配布している「母子保健事業のお知らせ」をご覧ください。

圏子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

事業名	実施日	場所	受付時間
乳児相談	10日(水)	北有馬保健センター	対象のお子さんには個別に案内を送付します。
	15日(月)	布津保健センター	
1歳6か月児健診	23日(火)	北有馬保健センター	12:15～12:45 対象のお子さんには個別に案内を送付します。
	30日(火)	布津保健センター	
3歳児健診	16日(火)	北有馬保健センター	12:15～15:45 対象のお子さんには個別に案内を送付します。

*各健診や相談は受診対象月を過ぎても受診できます。保護者とお子さんの体調が良いときに受診してください。
*来所の際は、可能な限りマスクを着用願います。

お知らせ 親子歯科健診は「2歳児個別歯科健診」に変わります

個別歯科健康診査票を使用して歯科医院で歯科健診を受けましょう。
2歳6か月児頃に市から個別に通知をしますので、届いたら各自で歯科医院に予約をしてください。

子育てひろば

子育てについてのお悩み、ご相談がある場合は、お気軽に連絡ください。
市内にある子育て支援センターでも、相談や情報提供を行っています。
各支援センターのイベント情報など、詳しくはこちら↓

市HPで子育てひろばの情報を配信!


圏子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

歯科医師会からのお知らせ

訪問歯科診療のご相談は、下記までお問い合わせください。
圏島原南高歯科医師会
訪問歯科地域連携室
☎0957-73-6480
●受付…10:00～16:00(月～金)
※祝日は除く

『世界禁煙デー 5月31日』・『禁煙週間 5月31日～6月6日』

厚生労働省は、5月31日を世界禁煙デーに、5月31日から6月6日までの一週間を「禁煙週間」として定めています。
喫煙はタバコを吸う本人とその周囲の人の健康に悪影響を与えることが分かっています。また、喫煙年齢が若いほど、将来の健康問題の発生リスクがより高まります。
市では健康増進法の一部改正に伴い、各公共施設の禁煙・分煙に取り組んでいます。望まない受動喫煙をなくし、喫煙者・非喫煙者が共に気持ちよく施設を利用できるよう、各施設の定めた禁煙・分煙のルールを守りましょう。
*20歳未満の喫煙は法律で禁止されています。

受動喫煙のない社会を!
商島原市

厚生労働省HP

なくそう!望まない受動喫煙 🔍 検索

南島原の小さな子どもたち おともだち 竜石保育園
西有家町龍石5059番地 ☎82-2880

広々とした園庭では、体をたくさん使って遊ぶ子どもたちの明るく元気な声が響いています。異年齢の子どもたちが関わりあって一緒に遊んだり、かわいがったり。
和太鼓・習字・ソロバンあそび・スイミングは、「友だちと一緒に」と喜んで取り組んでいます。

